

漢代礼学における「経」「記」から「義」への展開について

——『礼記』冠義篇を中心に——

黒崎 恵輔

はじめに

一、『儀礼』士冠礼篇の「経」「記」関係について

二、「記」の複層性について

三、冠礼から冠義へ—礼学における「義」篇の形成—

おわりに

はじめに

『儀礼』士冠礼篇は、成人した士に初めて冠を加える儀礼（「冠礼」）の式次第を、『礼記』冠義篇は、士冠礼の「義」を説くことを主題とした篇である。儒教経学にあつては、「経」を基としてその解釈である「伝」「記」が書かれるのが通説とされる。^①したがって、今本『儀礼』・『礼記』の二書は、礼の「経」（一貫して儀礼の次第を記したマニュアル）・礼の「記」（「経」に対するノート）に相当する書物と位置付けて理解されてきた。二書に収められる士冠礼篇

漢代礼学における「経」「記」から「義」への展開について

と冠義篇も、前者に対して後者が従属する関係にあると捉えることは、先行研究においても共通してみられる見解である。しかしながら、冠義篇は士冠礼篇経文に忠実に従つて儀節の解釈を記すのみならず、冠礼が有する倫理的教訓や政治的有効性をも説く。その理由には、編纂の姿勢が「記」と「義」とで異なっていることが考えられる。すでに多くの先行研究が指摘するように、冠義篇のように「義」字を篇題に有する篇は、礼経に書かれた儀節ないし儀礼そのものに対する意義を解釈し論じることの特徴がある。

本稿では、『儀礼』士冠礼篇の「経」と「記」、およびその意義を説くとされる『礼記』冠義篇（「義」）を取り上げ、両篇の内容がどのような構成をとり、「経」—「記」のような従属する関係にあるのか否か。これを分析したうえで、如何なる編纂方針のもとに「義」篇が編まれたのかを考察する。士冠礼篇と冠義篇とは、礼学において「経」・「記」・「義」のいずれに位置付けられるのか。『儀礼』と『礼記』の「経」「記」関係を再検討することによって改められる認識は、

やがて漢代礼学成立史の一層を明らかにする足掛かりとなろう。

一、『儀礼』士冠礼篇の「経」「記」関係について

本稿の主眼は、あくまでも両篇の間に横たわる「経」「記」関係の再検討である。そのため、経書の内容解釈などについては、以下の諸先行研究などに譲って適宜に取り上げるのみに留め、あくまでも「経」や「記」といった文献的枠組みを中心に論じる。

士冠礼篇の解釈については池田末利『儀礼I』⁽²⁾に詳細な訳注があり、多く参考にした。また士冠礼篇および冠義篇に書かれた具体的な儀式的様相やその意義の考察については、すでに赤塚忠『一九八六』⁽³⁾や山邊進『一九九六』⁽⁴⁾などにまとまった論考がある。まずは士冠礼の大体について確認しておきたい。

士冠礼とは、士の冠礼であり、昏礼（婚姻儀礼）などとともに家礼に属する儀礼である。士冠礼篇に解題を附した後漢の鄭玄『儀礼目録』には、

童子職に任じ、士の位に居るもの、年二十にして冠す。主人立ちて冠して朝服するは、則ち是れ諸侯に仕ふるなり。天子の士は、朝服・皮弁・素積す。古者四民は世よ事にして、士の子は恒に士と為る。冠礼、五礼に於ては嘉礼に属す。大小戴及び別録、此れ皆第一なり。⁽⁵⁾

とあり、上士・中士・下士などの職に任命されて、士として認めら

れることになる童子が、二十歳に士の身分に応じた加冠の礼を行う。これから諸侯に仕える場合は、主人（主にこれから冠する者の父兄）は玄冠をかぶって朝服を着る。もし天子に仕える士の場合には朝服を着るのみならず、皮弁をかぶって素積（白い裳）⁽⁶⁾を着る。古くは四民（士・農・工・商）は世襲制であったから、士の子は代々士となった。冠礼は、吉凶賓軍嘉の五礼の中では嘉礼に属し、また戴徳の大戴礼・戴聖の小戴礼・劉向『別録』のいずれの目録においても『礼』の第一番目に位置する、という。

冠礼を執り行なうのは、冠者が幼時の家庭生活から出て、一人前の士として社会に参画することを、儀式の陪席者らの前で明らかにするためである。士として果たすべき責任を負わんと誓うことは、冠を加える際の祝辞の中に看取できる。

始め加ふるとき、祝して曰く、令月吉日、始めて元服を加ふ。

爾の幼志を棄て、爾の成徳に順へ、寿考 惟れ祺にし、爾の景福を介いにせん。爾の幼志を棄てよ、と。再び加ふるときに曰く、吉月令辰、乃ち爾の服を申ぬ。爾の威儀を敬しみ、淑く爾の徳を慎め、眉寿万年、永く胡福を受けん、と。三たび加へて曰く、歳の正きを以て、月の令きを以て、咸く爾の服を加ふ。兄弟 具に在り、以て厥の徳を成せ。黄耆 疆り無く、天の慶を受けよ、と。⁽⁶⁾

冠礼において冠者は三度異なる冠を受けるが、その折々に祝辞が述べられることとなっている。これらの辞は、幼さからの決別とと

もにその生涯に渡る自主独立の決意の表われである。祝辞を「経」として記し留めて儀礼実習のために用立てることは、冠者に対して自意識の自覚を促す意味も生まれてくるであろう。冠礼は人間の生涯にあって幼年期から成人への転機となるものなのである。こうした「辞」（儀式における口上の文章）について清の王士禳は、士讓按ずるに、辞と記とは各おの別つ有り。記は乃ち礼を読む者の附す所にして、伝と相ひ類す。辞は乃ち経を作るの時、著して定式の文と為し、士大夫の承用に便ならしむ。亦た即ち経なり。周公の成王に冠するとき、祝雍に命じて辞頌を作らしむるを観れば、見つべし。⁽⁷⁾

という。まず、「経」「記」は別個に存在した様式であった。「記」は、書かれた礼を読み習う者が「経」に附属させたもので「伝」と類似する。これに対し「辞」は、「経」が作られる際、口上を文字に起こして定式化し、士大夫らの学習に利用されたもので、「経」に相当すると見なされる。「辞」は、儀式の進行上必要不可欠な文と認められたから、「経」と一体にして読み継がれてきた様式なのである。文化人類学的視点から成人の儀式である冠礼の意義を考察した赤塚《一九八六》は、「冠はその所属の郷党集団の権威を表徴する。〔中略〕王、天子といえども一人の至尊によってその権威が行われるのではなく、王、天子は即国家としての権威である。郷党においてはいつそう集団的であってその団結の表徴である。かかる団結が礼といわれるならば、その礼の表徴である。げに冠礼の眼目はこの冠に

漢代礼学における「経」「記」から「義」への展開について

在る。従って加冠とはその集団の権威を加えることである。〔中略〕ゆえにここではその（冠者の）行蔵進退がその団結を破らぬか否か、すなわち礼に合することが要求されるのである」と述べている。原初の士冠礼とは、もともと家族・郷党の中で行われていた、成人として集団に承認されるための通過儀礼であった。これが社会の時代的変遷にともない、士として国家のために仕える通過儀礼として整備され、またその儀式次第が書き留められるようになったのである。さて現在、士冠礼篇が収録されるのは『儀礼』である。漢志の目錄上には、

礼古経 五十六卷、経 十七篇〔后氏、戴氏あり〕。

記 百三十一篇。〔七十子の後学の者の記す所なり〕⁽⁸⁾。

とあり、また、

漢興り、魯の高堂生 士礼十七篇を伝ふ。孝宣の世に訖り、后倉 最も明らかなり。戴徳・戴聖・慶普は皆 其の弟子にして、三家 学官に立つ。礼古経とは、魯の淹中より出で、后氏学十七篇及文相ひ似るも、三十九篇多し。明堂陰陽・王史氏記の見ざる所に及び、天子諸侯卿大夫の制多く、備ふ能はざると雖も、猶ほ倉等の士礼を推して天子に致るの説より癒る。⁽⁹⁾

とあるのによれば、今本『儀礼』十七篇は、目錄にある「経十七篇」および魯の高堂生が伝えた「士礼十七篇」に当たるものと解される。今本十七篇の篇次は劉向『別録』に従うもので、(1)「士冠礼」、(2)「士昏礼」、(3)「士相见礼」、(4)「郷飲酒礼」、(5)「郷射礼」、(6)「燕礼」、

(7)「大射」、(8)「覲礼」、(9)「公食大夫礼」、(10)「覲礼」、(11)「喪服」、(12)「士喪礼」、(13)「既夕礼」、(14)「士虞礼」、(15)「特牲饋食礼」、(16)「少牢饋食礼」、(17)「有司徹」となっている。士の行う冠婚や相見の礼が筆頭に挙げられるとともに、大夫の行う郷飲酒礼や郷射礼、諸侯の燕礼や聘礼、天子の覲礼、また(11) (14)には喪礼に関する篇が位置する。楊寛《一九六五》⁽¹⁰⁾、小南一郎《一九九五》⁽¹¹⁾らは、『儀礼』に集められた礼は、王朝の儀礼などとは別に、郷党社会に密着した士階層の生活の中にその根源をもつものとし、西周金文に弓射の儀礼と燕飲の儀礼とが一連の儀式として行なわれていた形跡が記録されていることから、『儀礼』に記される儀礼は、本来地域社会の間で伝承されていた儀式だと考える。この見方に依るならば、現行の十七篇は高堂生が伝えた「士礼十七篇」そのものではない。天子や諸侯の儀礼を記す「礼古経」なるものの「経」も、十七篇中に混在しているのとみるのが妥当であろう。

士礼は、原初は郷党社会のなかで口伝えられ、これを読む礼として伝えたのが魯の高堂生であった。⁽¹²⁾ その礼は徐生—子—蕭奮—孟卿—后倉へと伝承され、宣帝の時代、后倉の弟子である戴徳・戴聖・慶普、三家の礼学が学官に立てられた。高堂生から后倉・三家に至るまでの間、礼の経を読み習う学術とともに、経に対する補記もまた彼らの手によって造作されていたと考えられる。漢志に「曲台后倉九篇」と記録されるころの如淳注に、「礼射を曲台に行ひ、后倉記を為る、故に名づけて曲台記と曰ふ」⁽¹³⁾とあり、后倉は高堂生

由来の士礼十七篇のみならず、礼の経に対する「記」を記し残したと考えられる。戴徳・戴聖もまた、十七篇の礼経とともに「記」を伝えており、現在の『大戴礼記』・『小戴礼記』がこれに当たるとされる。以上が、『儀礼』を礼の「経」とし、『礼記』をその「記」として捉え、「経」が先に立つて後に「記」が備わるとされる背景である。しかしながら今本『儀礼』および『礼記』諸篇の内容を鑑みるに、「礼経」—「記」の図式をそのまま全ての篇に対しては適用し得ない。今本『礼記』は、書名の由来である礼の記を収めるのみならず、逸礼や古制、そして礼の義を広く収集する書物であって、ただちに「記」の特徴だけをもってその書を性格づけられるはずのものではないからである。

二、「記」の複層性について

今本『儀礼』を読むにあたって注意すべきことは、その経文中に「経」「記」を弁別して読まねばならないことにある。清の盛世佐によれば、「記」には三つの特徴があつて、『儀礼』経文には「経」と「記」が雑揉しているという。⁽¹⁴⁾ 彼の考える三種の「記」の特徴は、左のようになる。

①「経」の記述の不備を補う。

②時代が変わったり、地域や風俗が異なるときの礼制を記す。

③礼を伝え聞く者たちの銘々の記録であつて、經典の本義と異

なるもの。

異なる時代・地域にあって、礼経の記述に対する不備や異聞を記しとどめた「記」は時間の推移とともに増産される。礼経を修学する者は、各々に礼の「経」を持ち、「経」に書かれる儀式の行程に疑義があればその箇所に対する補記（「伝」や「記」）を参考にし、礼経と補記とを読み解きながら実際に儀容を習っていたものと考えられる。盛世佐は、記録がなされ始めた時には、依然、「経」と「記」または「記」同士が混じり合うはずはなかったが、漢儒の手によって秦代焚書の残欠やその時々の礼経字師の説を組み入れられたものだから、元来混じることのなかった「経」「記」が連なり、三者の区別が付かなくなった、と述べる。

たしかに『儀礼』燕礼篇などにおいて「記」と明示される箇所には、盛世佐の述べる特徴を有する文が確認でき、それが「礼経」に対する補記であることが分かる。ところが、以下に提示する士冠礼篇の「記」においては、経文中に「記」を明示した直後に「冠義」とあり、①「経」を補うような記述はわずかであって、文章全体の特徴としては②、③に該当すると考えられる。

記。冠義。始めて冠するは、縹布の冠なり。大古は布を冠し、齊すれば則ち之を縹にす。其の縹あるや、孔子曰く、吾未だ之を聞かざるなり、と。冠して之を蔽つるも可なり。適子^{（一）} 阼に冠するは、以て代はることを著らかにするなり。客位に醜するは、成る有るを加ふなり。三たび加へて弥いよ尊くするは、其

漢代礼学における「経」「記」から「義」への展開について

の志を論ずるなり。冠して之に字するは、其の名を敬ふなり。

委貌は、周の道なり。章甫は、殷の道なり。母追は、夏后氏の道なり。周は弁、殷は冔、夏は收、三王は皮弁・素積を共にす。大夫の冠礼無くして、其の昏礼有るは、古者は五十にして后に爵あればなり。何の大夫の冠礼か之れ有らん。公侯の冠礼有るや、夏の末に造れるなり。天子の元子も猶ほ士のごときなり。天下生まれながらにして貴き者無きなり。世を継ぎて以て諸侯を立つるは、賢に象ればなり。官を以て人を爵するは、徳の殺なり。死して諡するは今なり。古者は生きて爵無く、死して諡無し。¹⁵⁾

士冠礼篇にある「記」以下の文章（以下、「記冠義」と略す）は、現在の合刻本『十三经注疏』にあつてはすべて経文として書かれる。おそらくは鄭玄が今古文を校訂し注解を加えた士冠礼篇のテキストもまた、士冠礼の「経」と「記冠義」とが一連の経文として流布していたのであろう。この「記冠義」は、士冠礼の所作に対する意義を述べる文だけでなく、冠礼にまつわる礼論をも含めている。

また『礼記』郊特性篇中にも「記冠義」とほぼ同じ類文（以下、「冠義」と略す）が確認される。¹⁶⁾ 郊特性篇「冠義」を、右に引いた士冠礼篇「記冠義」を基準として文章の異同を閲すれば、以下の四点が指摘しうる。

- 一、「始冠之、縹布之冠也」「冠」の下に「之」字を増す。
- 二、「三加弥尊、喻其志也」「論」を「喻」に作る。

三、「天子之元子士也」 「士」の上に「猶」字を脱す。

四、自「礼之」至「下也」 此の文は郊特性にのみ有り。

一～三丁目については文字の増減と改作とであって、おそらく伝承の過程で生じた乱れであろう。四丁目には、「礼の尊ぶ所は、其の義を尊ぶなり。其の義を失ひて其の数を陳ぬるは、祝史の事なり。故に其の数は陳ぬべきなり。其の義は知り難きなり。其の義を知りて敬して之を守るは、天子の天下を治む所以なり」の一文が郊特性篇のみある。しかし、この句は士冠礼篇の内容とは特に関わらず、礼の意義一般を述べる総説的文章であって、郊特性篇編纂の際に、付加された文章と思われる。¹⁷⁾ ほぼ全文を「記冠義」と同じくしながらも礼の治世面での意義まで説き及ぶ郊特性篇「冠義」は、礼の「経」に対する補記という性格からは距離をおいている。先述した盛世佐の見解を深めた田中（一九六七）¹⁸⁾ は、甘肅省出土の武威漢簡『儀礼』では「記」の表示が今本『儀礼』との間で異なっていることに注目し、通行本に見える「記」は二種類に大別して、「経の本核をなす部分と非常に密接なつながりを持っているものと、そうでないもの」に分けられると考え、前者を「直接的な記」（勢世左所述の①が該当）、後者を「間接的な記」（勢世左所述の②③が該当）と弁別し、今本『儀礼』の経文は「経」と二種類の「記」から構成されるものとした。この点を鑑みれば、「記冠義」とは士冠礼篇の「記」であるものの、必ずしも最初から「経」に従属して伝わっていたのではなく、「経」が編まれたのちに徐々に生産・蓄積される

「間接的な記」として礼経の修学に受容されたものと考えられる。「記冠義」および「冠義」の両者を眺めれば、これらは「経」の不備を記す「記」の範疇において、礼経の意義を記す「義」を含めた文書なのである。

さて現在、『儀礼』士冠礼篇の「義」を論ずる篇に当たるとされるのは、『礼記』冠義篇である。鄭玄『礼記目錄』には、

名づけて冠義と曰ふは、其の冠礼成人の義を記すを以てなり。

此れ別録に於ては吉事に属す。¹⁹⁾

とあり、成人式たる冠礼の義を記した篇であると端的に示す。以下に冠義篇の経文を掲げ、士冠礼篇の「経」または「記」に関わる義がどのように対応して書かれているのかを分析していこう。

冠義第四十三

凡そ人の人爲る所以の者は、礼義なり。礼義の始めは、容体を正し、顔色を斉へ、辞令を順にするに在り。容体正しく、顔色斉ひ、辞令順にし、而る後に礼義備はる。以て君臣を正し、父子を親しくし、長幼を和す。君臣正しく、父子親しく、長幼和し、而る後に礼義立つ。故に冠して後に服備はり、服備はりて後に容体正しく、顔色斉ひ、辞令順なり。故に曰く、冠とは礼の始めなり。是故に古者^{いじやく}聖王は冠を重んず。古者冠礼に、^① 日を筮する・^② 賓を筮するは、「冠事を敬する所以、冠事を敬するは、礼を重んずる所以、礼を重んずるは、國の本を為す所以なり。」^③ 故に阼に冠して、以て代はることを

著らかにするなり。^④客位に醮し、三たび加へて弥いよ尊きは、成る有るを加ぶなり。^⑤已に冠して之に字す、成人の道なり。

^⑥母に見ゆれば、母之を拝し、兄弟に見ゆれば、兄弟之を拝す、成人にして与に礼を為すなり。^⑦玄冠・玄端、摯を君に奠げ、遂に摯を以て郷大夫・郷先生に見ゆ、成人を以て見ゆるなり。之を成人とするは、將に成人の礼を責めんとすればなり。成人の礼を責むるは、將に人の子為る、人の弟為る、人の臣為る、

人の少為る者の礼の行ひを責めんとすればなり。將に四者の行ひを人に責めんとす、其の礼重んぜざるべけんや。故に孝弟忠順の行ひ立ち、而して後に以て人為るべし。以て人為るべく、而して後に以て人を治むべきなり。故に聖王礼を重んず。故に曰く、冠なる者は礼の始めなり、嘉事の重き者なり、との。是の故に古者冠を重んず。冠を重んず、故に之を廟に行ふ。之を廟に行ふは、重事を尊ぶ所以なり。重事を尊びて敢て重事を擅にせず。敢て重事を擅にせざるは、自ら卑くして先祖を尊ぶ所以なり。^{②⑩}

①に対しては、「経」の「庶門に筮す」以下の儀節が該当する。

鄭玄注に、「筮とは、著を以て日の吉凶を易に問ふなり。冠には必ず日を庶門に筮するは、人と成るの礼を以て子孫を成すを重んずればなり。庶は、禰庶を謂ふ。堂に於てせざるは、著の靈 庶神に由るを嫌へばなり」とあるように、「冠礼を実施する日取りを占う、準備の儀節である。

②に対しては、「経」の「期に前だつこと三日、賓を筮すること、日を求むるの儀の如くす」が該当する。鄭玄注に、「期に前だつこと三日は、二日を空くるなり。賓を筮するは、其の子に冠せしむべき者を筮す、賢者は恒に吉なり。冠義に曰く、古者冠礼に、日を筮する・賓を筮するは、冠事を敬する所以、冠事を敬するは、礼を重んずる所以、礼を重んずるは、国の本為る所以なり」とあって、鄭玄は士冠礼篇の「経」に対して冠義篇の文章を引いており、礼経に對する義を記した文章と認めていることが諒解される。

また①・②の下の句Iは、冠礼挙式の準備段階にあたる「筮日」「筮賓」の儀節が設けられている理由を説く箇所である。「経」に記された儀節の大義について言及する謂わば礼論の部分であり、冠義篇に固有の文章である。

③に対しては、「記」の「適子 阼に冠するは、以て代はることを著らかにするなり」が該当する。なお鄭玄はこの「記」をもって、「経」の「主人の贊者、東序に筵しくに、少しく北に西面す」とあるのを解釈し、嫡長子が阼階（主人の位置）に冠する時の補記であるとみなしている。

④に対しては、③に続く「記」の下句である「客位に醮するは、成る有るを加ぶなり。三たび加へて弥いよ尊くするは、其の志を論ずるなり。冠して之に字するは、其の名を敬ふなり」が該当する。

⑤に対しては、「経」の「冠者 西階に立ち、東して南面す。賓之に字し、冠者 対ふ」が該当する。

⑥に対しては、「経」の「冠者 觶を薦の東に奠き、筵を降り、北面し坐して脯を取る、西階自り降り、適東壁、北面して母に見ゆ。母 拝して受け、子 拝して送る。母 又 拝す」⁽²⁵⁾が該当する。

⑦に対しては、「経」の「乃ち服を易へ、玄冠・玄端・爵韠を服し、摯を奠きて君に見ゆ。遂に摯を以て郷大夫・郷先生に見ゆ」⁽²⁶⁾が該当する。

以上検分した限りにおいて冠義篇は、士冠礼篇に基づいてその意義を解説する箇所少くないが、またそうではない箇所もまま見受けられる。この点では、士冠礼篇「記冠義」および郊特牲篇「冠義」も同様である。「記冠義」・「冠義」の文章と相似する箇所はわずかであって、冠義篇が「記冠義」より遅れて編まれたであろうことは「礼経」↓「礼記」の先後関係の延長上にあることから類推しうる。しかしながら冠義篇は「記冠義」の内容に基づいて「経」の義を説いたのでもなかったようである。

ここから、通行する冠義篇は、「礼経」としての士冠礼篇が重用されず、「経」に対する威儀・意義を説き記した礼論の部分を中心として抽出していることが分かる。またその冠義篇の内容を読み解く限り、これが編纂された意図は、礼学において冠礼の大義を解説することにあったと考えられる。儒教経学の広範なる礼について、その因つて起こる所や効用について論ずることに重点が置かれているからである。礼の始まりとされる冠礼を重んじて執行することが国の基盤となる（「礼を重んずるは国の本を為す所以なり」）ことを論

ずる箇所などは、特に明白に分かるであろう。国の統治者にとって、礼による社会・国家のための秩序形成が有用であることを説く意識のもとに、『礼記』冠義篇は編纂されているのである。

三、冠礼から冠義へ

— 礼学における「義」篇の形成 —

それでは、なぜ冠礼の「義」を説く文書が三種の異なる篇に残ったのであろうか。礼経典の編纂事情の背景と照らし合わせながら考察していきたい。

礼の「義」について、武内義雄は、「礼は時とともに推移するもので、不易のものではない。時代が変われば古い礼式がすたれて新礼法が制定されるのは自然である。礼の形式はかくのごとくにして推移するが、礼の制定された精神目的は動くものではない。そこで時々刻々に変化してゆく世に処してゆくためには礼の形式よりはその精神を把握して、臨機応変しかもその精神をあやまらないことがいっそう必要となってくる。この必要に促されて起こった学問がすなわち礼義の闡明であり、礼の精神が那邊にあるかの講究である」とし、また「時を踰えた恒久の道が那邊にあるかを考えたのが礼の「義」である、精神である」と述べる。⁽²⁷⁾

また先に引いた赤塚《一九八六》も述べたように、郷党のような生活集団は、強い紐帯に結合された団体であった。その団結にはあ

らゆる規範があり、それは天の一威によって統一される。男子が一定の年齢に達すると、これに加入することが許可され、その象徴として冠が授けられた。受冠とともに、共同体の一員である権利と責任をもち、共同体の規範を履踐することが絶対に必要なものとなる。この規範が礼であった。しかしながら共同体というものの実質は、人間の生活集団であつて、時代や社会の移り変わりとともにその規範は変化する。郷党のような地域社会ごとに営まれていた成人儀礼も、侯王・天子が諸地域を統治する国家の出現によって、より広汎な規範が要請されることとなった。その過程で、特定の時代・状況に固着されない人間の生活一般に共通する倫理や徳目と結びつけて、礼の履踐の必要を論ずることに重きが置かれるようになったものと考えられる。したがって、最初は儀礼の一々の儀節についてその意味や価値を具体的に説き教えていたものの、それでは飽き足りず、儀礼を執行することの意義や、経世致用の側面などから抽象的に礼の意義を論ずることが起こってくる。これが、礼経の儀節に対するこまごまとした細義と儀礼そのものの存在理由に関わる大義が書き留められる過程と考えられる。

こうした過程の中には、儀礼の担い手となる者たちの礼に対する問いかけが存在していた。礼が人間の倫理に対してどのような意味をもつのか、ひいては社会集団のもっとも大なる国家・天下にとって如何なる社会的規範を示し、形成していくのか。こうした疑問に適切な答えを示すことが、王朝権力のもとで儀礼を取り仕切る礼学

漢代礼学における「経」記から「義」への展開について

者の責務の一つでもあった。また、如上の問いに解答を示し、それが経書の文言として採用されることで、多くの政務官たちに礼の思想が浸透していく。王来特（二〇〇九）、（二〇一〇）⁽²⁸⁾は、前漢代に行なわれた宮廷の冠礼とは、皇帝・皇太子にとって人生の通過儀礼であるよりは、君主としての權威を示す儀式として挙行されるものであった。「漢儀」を著わした叔孫通に代表されるような、宮廷儀礼を制定する礼学者たちがその礼制度の再建を担っていた。それは經典講釈を務めとする経学系統の礼学者の役割と、平行して進んでいた。それが儒教経義の統一され始めた後漢代に到ると、この現象は両礼学者の交錯へと移り変わっていった、とする⁽²⁹⁾。

つまるところ、漢代礼学において礼の「義」篇とは、国家における礼の秩序世界を形成するための理論的根拠として思索され、記録し、編纂されたものであったことが考えられる。礼の「義」が、国家の礼制政策を巡る言論の上でどのように機能していたのか。その一例として、匡衡の言が注目される。匡衡の家は代々農夫であったが、その好学勤勉が蕭望之に認められて推薦され、元帝（在位、前四八―三三）期の儒家思想重視の趨勢の中で辟召を受けた。その匡衡が、元帝の皇后傅昭儀と太子定陶王に対する寵愛を見かねて上疏したときの文である。

臣又聞くならく室家の道修まれば、則ち天下の理得られん、故に詩は国風に始まり、^①礼は冠婚に本づく。国風に始まるは、情性に原ねて人倫を明らかにすればなり。^②冠婚に本づくは、

基兆を正して未然に防げばなり。福の興りは室家に本づかざる莫く、道の衰へは梱内に始まらざる莫し。故に聖王は必ず妃后の際を慎み、適長の位を別つ。礼の内に於けるや、卑きは尊きを隲へず、新しきは故きに先んぜず、人情を統べて陰気を理む所以なり。^③其れ禮を尊びて庶を卑しむや、適子^④に冠する、礼は之れ禮を用ふる、衆子列に与かるを得ざる、正体を貴びて嫌疑を明らかにする所以なり。虚しく其の礼文を加ふ而已に非ざれば、乃ち中心之と殊異なる、故に礼は其の情を探ねて之を外に見すなり。聖人の動靜、親しむ所に游燕し、物其の序を得。其の序を得れば、則ち海内自づから修まり、百姓化に従ふ。如し親者に当たつて疏んじ、尊者に当たつて卑しめば、則ち佞巧の姦、時に因りて動きて、以て国家を乱さん。故に聖人慎みて其の端を防ぎ、未然に禁じ、私恩を以て公義を害なはず。陛下は聖徳純らに備はりて、修正せざる莫ければ、則ち天下無為にして治まらん。詩に云ふ、「于以四方、克定厥家」と。伝に曰く、「家を正しくして天下定まる」と。^{③④}

皇帝のおこないを戒める際の理論的根拠として諸經典を援用し、宗室のあるべき秩序が述べられる。波線部①の箇所顔師古が注して、「師古曰く、礼記冠義に曰く、冠とは、礼の始めなり。婚義に曰く、婚とは、礼の本なり」と述べるように、『礼記』冠義篇・昏義篇に基づく表現である。また波線部③「適子 阼に冠する、礼は之れ禮を用ふる」は、先に分析した「記冠義」の記述に基づく文と

考えられる。この句は、異同があるものの、冠義篇③④にも取られている。「衡少傅と為ること数年、数しば上疏して便宜を陳ね、朝廷に政議有るに及べば、経に傳して以て対へ、言多く義に法る」といわれる匡衡のこの言は、実践修養を担当する礼学者が述べられる礼の威儀とは異なり、礼の大義を論じる學術の中から発され、士冠礼篇の「礼経」に基づいた「記」と「義」の礼学的蓄積の上に現れた文章なのである。

さてそれでは、士冠礼篇「記冠義」と冠義篇とは、礼学にあつてどのような篇の様式に属しながら扱われていたのであろうか。現状、冠義篇の原型がいつごろに形成されたのかを直接に明証する手立ては無い。そのため、『礼記』編纂上の礼学的傾向という観点から、「記冠義」及び「冠義」との相対的先後関係について一考しておきたい。まず士冠礼の「経」は、士礼を口承する今文礼学者らによつて読み継がれていた。鄭玄が『儀礼注』の中で今古文両方のテキストを校勘した結果を残していることから、士冠礼篇にも口承を文章化する以前の「古礼経」とその「記」が伝わっていた事を物語る。「経」を解説する礼学者の手になる「記冠義」の文は、郊特性篇中にもほぼ同じ文章が表れていた。また郊特性篇は、郊祭などについてその「記」と「義」を集めた篇と目されるが、篇の後半からは冠婚などの諸儀礼に対する義が、「大戴礼」の綱目順に沿った配列がなされている。大戴の篇序とは、冠・昏に当たる(1)「士冠礼」、(2)「士昏礼」、(3)「士相見礼」、喪・祭に当たる(4)「士喪礼」、(5)「既夕礼」、(6)「士

虞礼」、(7)「特性饋食礼」、(8)「小牢饋食礼」、(9)「有司徹」。郷・射に当たる(10)「郷飲酒礼」、(11)「郷射」、(12)「燕礼」、(13)「大射儀」。朝・聘に当たる(14)「聘礼」、(15)「公食大夫礼」、(16)「覲礼」の、冠・昏・喪・祭・射・郷・朝・聘の順序である。なお最後の(17)「喪服」は、喪服の制であつて天下の達礼とされる。おそらく「冠義」は、郊特牲篇の編纂者が冠・昏・喪・祭の順序に従つて各礼義を論説する文章を編む際、すでに冠礼の「義」としてまとまっていた士冠礼篇「記冠義」を材料として写し取つたのであろう。そこにまた礼の大義を述べる文章を最後部に付加したのは、礼教国家のための教訓書という「礼記」全体の階調に沿うようにしたものと考えられる。

『漢書』芸文志や儒林伝に記されるように、士冠礼篇の「経」と二種類の「記」は、魯の高堂生・徐生等から始まり后倉から戴徳・戴聖・慶普に至る前漢期の礼学家らによつて伝承、形成されてきた。学官として立てられた不変の「経」に則して、儀礼の諸作法の補足(「記」)や口上(「辞」)が増産されていく流れの中に、その意義を説く「義」の様式が形成されていった。「記冠義」が、礼の義に関わる言説を収めながらも未だ「経」に附随したままに伝承されたのは、「経」が編纂・確立されてより、「記」から「義」が独立して述べられていく以前の段階にあつたからと考えられる。その後、学官に立てられた三家以後の礼学徒たちは「記」と「義」を混在させた士冠礼篇経文を学び、このとき重視され始めていた礼の意義を論ずることに礼学の主眼を移し始めていた。匡衡はその渦中に礼学を修

めた典型例であろう。郊特牲篇の編纂者は、士冠礼の「経」と「記」および「記冠義」が確定されたからこそ、その中に諸礼の「義」を組み込む際、「記冠義」を継承しながらも大戴の序列に沿つて配列したのである。さらに、「記冠義」と「冠義」とは、礼の「義」を儀礼実践のために学ぶか、政治を担う者の教養として学ぶかという点において編纂目的を異にする。その後者に主眼をおいて編纂されたのが、現在の冠義篇であろう。「記」の礼学が熟し、その後営まれた「義」の礼学が成熟し始めた頃、改めて冠礼の大義を述べ一篇が求められたわけである。このときすでに、「記冠義」に求められていた「経」の介添えとしての役割は終わっていたのである。

おわりに

『礼記』冠義篇は、『儀礼』士冠礼篇の意義を説くものである。しかしながら、冠礼の意義を説く目的あるいは志向は、経の解説に終始するものではない。「冠とは礼の始め」とあるように、小は家族・郷党から大は国家まで、その集団に参画する人士たる者が行う始めての公式儀礼として認めるものであつた。礼学において冠礼の義を解説するその初段階は、個々の儀節に象徴される意義を端的に述べたもので、如何にしてその儀礼を十全に執行するかに力点が置かれていた。しかし冠義篇は「経」「記」にとらわれずに、集団の中で士たる者が背負うべき倫理まで説き述べる。「経」「記」を併せても

なお士冠礼篇の記述は現実に行うには支障の多い儀礼であった。そこで、「経」と蓄積された「記」の学術上にあつて、形骸化した冠礼の存在意義を今文礼学の序列に沿いながら説き直したのである。この序列は、今本『儀礼』の篇次にも片鱗として表われるのみならず、『礼記』郊特牲篇中にも冠礼の義を先に、昏礼の義を後に連続して節立てするように、一篇の内部にも確認される。つまり、冠義篇は『儀礼』を学んだ今文礼学家（戴徳・戴聖・慶普）の学問ですでに越え、彼らの礼学を前提とした時代相のなかで編纂されたことが想定されるのである。

注

- (1) 野間文史『五経入門』（研文出版、二〇一四年）を参照。
- (2) 池田末利『儀礼Ⅰ』（東海大学出版会、一九七三年）。
- (3) 赤塚忠「士冠礼の構成および意義」〔赤塚忠著作集 第三卷 儒家思想研究〕、研文出版、一九八六年）、三四九頁。
- (4) 山邊進「礼記」冠義篇に関する一考察―漢代礼学に於ける加冠儀礼の倫理化〕（『二松学舎大学論集』三九、一九九六年）。
- (5) 童子任職、居士位、年二十而冠。主人立冠朝服、則是仕於諸侯。天子之士、朝服・皮弁・素積。古者四民世事、士之子恒爲士。冠礼、於五礼属嘉礼。大小戴及別録、此皆第一（鄭玄『儀礼目録』士冠礼第一（孔広森『通徳遺書所見録』に所収、中文出版社、一九七三年））。
- (6) 始加、祝曰、令月吉日、始加元服。棄爾幼志、順爾成徳、寿考惟祺、介爾景福、爾棄幼志。再加曰、吉月令辰、乃申爾服。敬爾威儀、淑慎爾徳、眉寿万年、永受胡福。三加曰、以歳之正、以月之令、咸加爾服。兄弟具在、以成厥徳。黄耆無疆、受天之慶（『儀礼注疏』卷一 士冠礼第一）。

(7) 士讓按、辞与記各有別。記乃読礼者所附、与伝相類。辞乃作経時、著爲定式之文、便於士大夫承用。亦即経也。觀周公冠成王、命祝雍作辞頌、可見（王士讓『儀礼綱解』卷之一 士冠礼第一「主人」至「不従」注）。

- (8) 礼古経五十六卷、経（七十）〔十七〕篇〔后氏、戴氏〕。記百三十一篇。〔七〕十子後学者所記也（『漢書』卷三十 芸文志第十）。なお黄以周に従い、「及孔氏与七十篇文相似」を「及后氏学十七篇文相似」に改める。「以周案、积文叙録曰、「古礼経五十六篇、倉伝十七篇、所余三十九篇以付書館、名爲逸礼」。又引鄭六芸論曰、「後得孔氏壁中河間獻王古文礼五十六篇、記百三十一篇、其十七篇与高堂生所伝同、而字多異」。劉氏校芸文志、改「七十」作「十七」、与积文合、于本志所云「三十九篇」之數亦符、是也。〔原注略〕漢志又云「及孔氏学」、「孔」当作「后」。礼之有后氏学、猶易之有孟氏学、詩之韓氏学也。及之言与也、下句「及明堂陰陽」亦同。「及后氏学十七篇文相似」、即六芸論所謂「其十七篇与高堂生所伝同而字多異」也。劉氏改「学」爲「与」、未是。「及孔氏」連上「魯淹中」爲句、亦非。淹中即孔氏里、何得分而二之。曰「及孔氏」、「孔」字当爲「后」之駁体。上云「后氏学」、下云「猶詹倉等」、文亦相応。又芸文志及儒林伝並云「高堂生伝士礼十七篇」。考史記儒林伝云、「礼至秦焚書、散亡益多、于今独有士礼、高堂生能言之」。則高堂生所伝十七篇謂之士礼、非字誤也。十七篇之次、以大戴所伝最得其真。其書以冠・昏・相見・士喪・既夕・士虞・特性・鄉飲・鄉射九篇居首、故曰「士礼」。后詹倉高堂生之学、作曲台記九篇、亦即說此冠・昏・相見・士喪・既夕・士虞・特性・鄉飲・鄉射九篇士礼、以推說天子諸侯卿大夫之制、不及古文礼爲詳。故云、「古経多三十九篇、多天子諸侯卿大夫之制、猶詹倉等推士礼以致於天子之說」。此本專指作曲台記九篇言（『礼書通故』卷一）。
- (9) 漢興、魯高堂生伝士礼十七篇。訖孝宣世、后詹最明。戴徳・戴聖・慶普皆其弟子、三家立於学官。礼古経者、出於魯淹中、及〔孔氏〕〔后氏〕学（七十）〔十七〕篇文相似、多三十九篇。及明堂陰陽・王史氏記所見、多天子諸侯卿大夫之制、雖不能備、猶詹倉等推士礼而致於天子之說（『漢書』卷

三十芸文志第十)。

(10) 楊寬「古史新探」(中華書局、一九六五年)。

(11) 小南一郎「射の儀礼化をめぐる——その二つの段階——」(『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五年)。

(12) 孟卿、東海人也。事蕭奮、以授后倉、魯閭丘卿。倉說礼数万言、号曰后氏曲台記、授沛聞人通漢子方・梁戴德延君・戴聖次君・沛慶普孝公。孝公為東平太傅。德号大戴、為信都仁太傅。聖号小戴、以博士論石渠、至九江太守。由是礼有大戴・小戴・慶氏之学。通漢以太子舍人論石渠、至中山中尉。普授魯夏侯敬、又伝族子咸、為子章太守。大戴授琅邪徐良旂卿、為博士、州牧、郡守、家世伝業。小戴授梁人橋仁季卿、楊榮子孫。為大鴻臚、家世伝業、榮琅邪太守。由是大戴有徐氏、小戴有橋・楊氏之学(『漢書』卷八十八 儒林伝第五十八 孟卿)。

(13) 行礼射於曲台、后倉為記、故名曰曲台記(『漢書』卷三十 芸文志第十)。

(14) 凡為記者有三。有記經所未備者、有記礼之變異者「変以時代言、異以国俗言」、有各記所聞記頗与經義相違者。記經所未備者、周公之徒為之、与經並行者也。記礼之變異者、則非周之盛時之書矣。蓋自巡守礼廢、天子不能申变礼易樂之討、而異政殊俗者出焉。其在春秋之際乎。至于各記所聞而頗失經意者、則七十子後学所記也。意其初經与記分、記与記亦不相雜。至漢儒掇拾灰燼之余、竄以經師之說、而三者之弁不可復知。且有經連于記、記混于經者。錯乱無次、于記為甚。讀者不可不分別觀之也(凡そ記を為る者に三有り。①經の未だ備はらざる者を記す者有り、②礼の變異を記す者有り「変は時代を以て言ひ、異は国俗を以て言ふ」、③各おの聞く所を記すも記の頗る經義と相ひ違ふ者有り。經の未だ備わらざる所を記すとは、周公の徒之を為り、經と並び行はるる者なり。礼の變異を記すとは、則ち周の盛時の書に非ず。蓋し巡守の礼廢るる自り、天子变礼易樂の討を申ぶる能はずして、政に異なり俗に殊なる者出づ。其れ春秋の際に在らんか。各おの聞く所を記せども頗る經の意を失ふに至るとは、則ち七十子の後学の記す所なればなり。意ふに其の初め經と記とは分かれ、記と記と

も亦た相ひ雜はらず。漢儒の灰燼の余を掇拾するに至り、竄するに經師の説を以てし、而して三者の弁復た知るべからず。且つ經の記に連なるもの、記の經に混じる者有り。錯乱して次無きこと、記に于て甚しと為す。讀者分別せずして之を觀るべからざるなり)(盛世佐『儀礼集編』卷一 士冠礼第一之二)。

(15) 記。冠義。始冠、緇布之冠也。大古冠布、齊則緇之。其綏也、孔子曰、吾未之聞也。冠而敝之可也。適子冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。三加弥尊、論其志也。冠而字之、敬其名也。委貌、周道也。章甫、殷道也。母追、夏后氏之道也。周弁、殷冔、夏收、三王共皮弁・素積。無大夫冠礼、而有其昏礼、古者五十而后爵。何大夫冠礼之有。公侯之有冠礼也、夏之末造也。天子之元子猶士也。天下無生而貴者也。繼世以立諸侯、象賢也。以官爵人、德之殺也。死而諡今也。古者生無爵、死無諡(『儀礼注疏』卷三十三 冠礼第一)。

(16) 冠義。始冠之、緇布之冠也。大古冠布、齊則緇之。其綏也、孔子曰、吾未之聞也。冠而敝之可也。適子冠於阼、以著代也。醮於客位、加有成也。三加弥尊、諭其志也。冠而字之、敬其名也。委貌、周道也。章甫、殷道也。母追、夏后氏之道也。周弁、殷冔、夏收、三王共皮弁・素積。無大夫冠礼、而有其昏礼、古者五十而后爵。何大夫冠礼之有。諸侯之有冠礼也、夏之末造也。天子之元子(猶)士也。天下無生而貴者也。繼世以立諸侯、象賢也。以官爵人、德之殺也。死而諡今也。古者生無爵、死無諡。礼之所尊、尊其義也。失其義陳其數、祝史之事也。故其數可陳也。其義難知也。知其義而敬守之。天子之所以治天下也(冠義。始めて之を冠するは、緇布の冠なり。大古は布を冠し、齊すれば則ち之を緇にす。其の綏あるや、孔子曰く、吾未だ之を聞かざるなり、と。冠して之を蔽つるも可なり。適子 阼に冠するは、以て代はることを著らかにするなり。客位に醮するは、成る有るを加ふなり。三たび加へて弥いよ尊くするは、其の志を諭すなり。冠して之に字するは、其の名を敬ふなり。委貌は、周の道なり。章甫は、殷の道なり。母追は、夏后氏の道なり。周は弁、殷は冔、夏は收、三王は皮弁・素

積を共にす。大夫の冠礼無くして、其の昏礼有るは、古者は五十にして后に爵あればなり。何の大夫の冠礼か之れ有らん。諸侯の冠礼有るや、夏の末に造れるなり。天子の元子も（猶ほ）士（のごとくする）なり。天下生まれながらにして貴き者無きなり。世を継ぎて以て諸侯を立つるは、賢に象ればなり。官を以て人を爵するは徳の殺なり。死して諡するは今なり。古者は生きて爵無く、死して諡無し。礼の尊ぶ所は、其の義を尊ぶなり。其の義を失ひて其の数を陳ぬるは、祝史の事なり。故に其の数は陳ぬべきなり。其の義は知り難きなり。其の義を知りて敬して之を守るは、天子の天下を治む所以なり」（『礼記注疏』卷二十六 郊特牲第十二）。

(17) なお元の呉澄『礼記逸経』卷二 冠義第一は、『礼記』昏義篇の「夫礼始於冠、本於昏、重於喪・祭、尊於朝・聘・和於射郷。此礼之大体也」（『礼記注疏』卷六十一 昏義第四十四）と郊特牲篇「冠義」の句を、錯簡によつて本来の冠義篇からはぐれた文章と考え、冠義篇経文として再編入させる。その当否は置くとしても、各礼の序列と『礼記』「義」篇群の配列を統合的に一致させる見解は、『礼記』編纂に関わる思想を考えるうえで参考となる。

(18) 田中利明「儀礼の「記」の問題——武威漢簡をめぐる——」（『日本中国学会報』第十九集、一九六七年）。

(19) 名曰冠義者、以其記冠礼成人之義。此於別録属吉事（鄭玄「礼記目錄」冠義第四十三（孔広森『通徳遺書所見録」、中文出版社、一九七三年に所収）。

(20) 凡人之所以為人者、礼義也。礼義之始、在於正容体、斉顔色、順辞令。容体正、顔色斉、辞令順、而后礼義備。以正君臣、親父子、和長幼。君臣正、父子親、長幼和、而后礼義立。故冠而后服備、服備而后容体正、顔色斉、辞令順。故曰、冠者礼之始也。是故古者聖王重冠。古者冠礼、筮日・篋賓、所以敬冠事、敬冠事、所以重礼、重礼、所以為国本也。故冠於阼、以著代也。醮於客位、三加弥尊、加有成也。已冠而字之、成人之道也。見於母、母拜之、見於兄弟、兄弟拜之、成人而与為礼也。玄冠・玄端、奠摯

於君、遂以摯見於郷大夫・郷先生、以成人見也。成人之者、將責成人礼焉也。責成人礼焉者、將責為人子、為人弟、為人臣、為人少者之礼行焉。将責四者之行於人、其礼可不重与。是故古者重冠。重冠、故行之於廟。行之於廟者、所以尊重事。尊重事而不敢擅重事。不敢擅重事、所以自卑而尊先祖也（『礼記注疏』卷六十一 冠義第四十三）。

(21) 筮于庙門（『儀礼注疏』卷一 士冠礼第二）。筮者、以著問日吉凶於易也。冠必筮日於庙門者、重以成人之礼成子孫也。庙、謂禰庙。不於堂者、嫌著之靈由庙神（上文・鄭玄注）。

(22) 前期三日、筮賓、如求日之儀（『儀礼注疏』卷一 士冠礼第一）。前期三日、空二日也。筮賓、筮其可使冠子者、賢者恒吉。冠義曰、古者冠礼、筮日・篋賓、所以敬冠事、敬冠事所以重礼、重礼所以為国本（上文・鄭玄注）。

(23) 主人之贊者、筮于東序、少北西面（『儀礼注疏』卷二 士冠礼第一）。主人之贊者、其属中士。若下士、筮布席也。東序、主人位也。適子冠於阼、少北、辟主人（上文・鄭玄注）。また③に対する鄭玄注に「阼、謂主人之北也。適子冠於阼、若不醴、則醴用酒於客位、敬而成之也。戸西為客位。庶子冠於房戸外、又因醮焉、不代父也。冠者、初加緇布冠、次加皮弁、次加爵弁、每加益尊、所以益成也（阼は、主人の北を謂ふなり。適子は阼に冠す、若し醴せざれば、則ち醮して酒を客位に用い、敬して之を成すなり。戸の西を客位と為す。庶子は房戸の外に冠し、又因りて焉に醮するは、父に代はらざればなり。冠者は、初め緇布冠を加へ、次に皮弁を加へ、次に爵弁を加へ、加ふる毎に益ます尊し、成るを益す所以なり）」とあり、士冠礼篇経文の「若不醴、則醴用酒」は「直接的な記」に当たると考えられる。末永高康「『儀礼』の「記」をめぐる一考察」（『東洋古典学研究』第三十九集、二〇一五年）を参照。

(24) 冠者立西階、東南面。賓字之、冠者对（『儀礼注疏』卷一 士冠礼第一）。

(25) 冠者奠饔于薦東、降筵、北面坐取脯、降自西階、適東壁、北面見于母。母拜受、子拜送。母又拜（『儀礼注疏』卷一 士冠礼第一）。

(26) 乃易服、服玄冠・玄端・爵鞞、奠摯見于君。遂以摯見於郷大夫・郷先生

〔儀礼注疏〕卷二十冠礼第一。〕

(27) 武内義雄「礼記の研究」第五章「今文礼(儀礼)の諸義」(武内義雄全集)(角川書店、一九七九年)第三卷 儒教篇二に所収。

(28) 王来特「儀礼」と漢代の政治―冠礼を中心にして(前漢の場合)〔岩大語文〕十四号、岩手大学語文学会、二〇〇九年)、「儀礼」と漢代の政治―冠礼を中心にして(後漢の場合)〔岩大語文〕十五号、岩手大学語文学会、二〇一〇年)。前漢以来の今文礼学者について、①「漢儀」系統の礼学者、②經学系統の礼学者の二系統あると想定する沈文倬「從漢初今文經的形成說到兩漢今文「礼」的伝授」に倣い、前漢から後漢の歴代皇帝が冠礼を行なった事跡を調べ、儒家經典に記された成人儀礼がときの政治状況および經学的解釈とどのように絡み合つて展開したのかを考察する。

(29) 王来特(二〇〇九)、二〇頁。

(30) 臣又聞室家之道修、則天下之理得、故詩始国風、礼本冠婚。始乎国風、原情性而明人倫也。本乎冠婚、正基兆而防未然也。福之興莫不本乎室家、(之道) (道之) 衰莫不始乎梱内。故聖王必慎妃后之際、別適長之位。礼之於内也、卑不踰尊、新不先故、所以統人情而理陰氣也。其尊適而卑庶也、適子冠乎阼、礼之用禮、衆子不得与列、所以貴正体而明嫌疑也。非虚加其礼文而已、乃中心与之殊異、故礼探其情而見之外也。聖人動靜游燕、所親物得其序。得其序、則海内自修、百姓從化。如当親者疏、当尊者卑、則佞巧之姦、因時而動、以乱国家。故聖人慎防其端、禁於未然、不以私恩害公義。陛下聖德純備、莫不修正、則天下無為而治。詩云、于以四方、克定厥家。伝曰、正家而天下定矣(漢書)卷八十一 匡張孔馬伝第五十一 匡衡(伝)。

(31) 師古曰、礼記冠義曰、冠者、礼之始也。婚義曰、婚者、礼之本也。

(32) 衡為少傅數年、數上疏陳便宜、及朝廷有政議、傳經以對、言多法義(漢書)卷八十一 匡張孔馬伝第五十一 匡衡(伝)。